

令和 7 年度浜松市未来を拓く農林漁業育成事業に取り組む事業者に対する

総合支援業務 業務説明資料

1 業務名

令和 7 年度浜松市未来を拓く農林漁業育成事業に取り組む事業者に対する総合支援業務

2 履行期限

令和 7 年 5 月 26 日（予定）から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

浜松市役所本庁舎（浜松市中央区元城町 103 番地の 2）及び浜松市未来を拓く農林漁業育成事業のうち「食と農林漁業の新たな事業創出・育成事業」に採択された事業者の所在地等

4 業務目的

浜松市では「浜松市内の農林漁業の付加価値向上」を図るため、「浜松市内の一次産業者」と「二次産業者または三次産業者」が連携して取組む新商品・新サービスの開発等に対して補助金を交付している（浜松市未来を拓く農林漁業育成事業「食と農林漁業の新たな事業創出・育成事業」）。

本委託事業は、浜松市未来を拓く農林漁業育成事業「食と農林漁業の新たな事業創出・育成事業」に取り組む事業者の事業の進捗状況を把握し、必要な助言や指導を行う体制を整えることで、補助事業の成果を挙げ、浜松市の農林漁業の付加価値を更に向上させることを目的とする。

5 業務概要

補助金制度の目的を適切に理解した上で、次の業務を行う。

- (1) 申請事業の申請時支援
- (2) 採択事業の事業実施支援
- (3) 過年度補助金採択事業等の事業実施支援
- (4) 付加価値向上事業の調査

6 成果品

- (1) 委託者との打合せ及び事業者支援に係る打ち合わせ等の議事録
- (2) 調査データ及び調査結果
- (3) 事業の遂行上作成した記録をまとめた事業報告書
- (4) 上記一式を収めた電子データ（CD-R） 1 枚
- (5) 個人情報破棄の届出書
- (6) その他委託者が必要とするもの

7 業務内容

- (1) 申請事業の申請時支援

- ① 専門的な見地からの助言の提供

- 審査委員の事前質問への回答作成時や審査会資料作成時に、申請事業者へ助言の提供を行い、申請事業のブラッシュアップを図ること。
 - 時期は契約後委託者と調整の上決定し、オンラインで実施すること。
- ② ①に係る議事録の作成

(2) 補助金採択事業の実施支援

- ① 補助金採択事業の進捗管理及び専門的な見地からの助言・支援策の提供
- 委託業務を通じて、補助金採択事業における問題の未然防止、課題の解決及び補助金採択事業のブラッシュアップを図ること。
 - 委託業務期間中、原則として補助金採択事業者へ延べ3回以上（全採択事業の訪問回数の合計）の事業者訪問を見込むこと。なお、採択事業者が3者以上の場合、訪問先については委託者と調整の上決定する。
 - 時期は契約後委託者と調整の上決定する。
 - 委託業務として補助金採択事業者に提供できる支援策（特に販路の確保に向けた方策）を明確に示すこと。
 - 委託業務の遂行上、委託内容を超えた支援を補助金採択事業者から求められ、補助金採択事業者と受託者との間で新たな契約を締結する必要がある場合には、委託者と事前協議を行うこと。
- ② ①に係る議事録及び委託者への提言を交えた報告書を作成すること

(3) 過年度補助金採択事業者等の事業実施支援

- ① 専門的な見地からの助言の提供
- 過年度補助金採択事業者や市内農林水産物の付加価値向上を行う事業者又は付加価値向上に伴う新たな販路開拓を行う事業者のうち相談を希望する者（最大8事業者）に対して、助言等の提供を行うこと。
 - 時期は契約後委託者と調整の上決定し、オンラインで実施すること。
- ② ①に係る議事録の作成

(4) 付加価値向上事業の調査

- ① 他都市の支援事業の調査
- 一次産品の付加価値向上を目的とした他都市の支援事業の調査を行う。
 - 他都市事例を5つ以上挙げ、概要及び支援内容を比較した一覧表を作成する。
- ② 要望量調査の実施
- 市内一次生産者が今後実施する意向のある事業分野について調査を行う。なお、市内一次生産者へのアンケートの発送及び周知は委託者が行う。
 - 市場の顕在ニーズ及び潜在ニーズを図るため、一次産品の付加価値向上に優位な事業分野について調査を行う。
 - 調査により、6次化、有機JAS認証取得、研究開発、新品種栽培、特許取得、気候変動対応等、おおよその事業分野を把握する。
 - 調査内容及び方法については、調査前に委託者と協議し決定する。
 - 調査対象者の抽出等、委託者が受託者と協力して実施する。
- ③ ①及び②の結果を8月末日までに委託者に報告する。

- (1) 契約書第 7 条第 1 項第 3 号に基づき、従事者一覧（経歴等を含む）を作成し、提出すること。ただし、委託者が特に認めるときは、当該文書の提出を省略することができる。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託者が第三者に与えた損害の賠償並びに紛争等の解決は受託者の責任において、誠意をもって処理すること。
- (3) 受託者は、業務遂行上及び業務結果から知りえた情報等について、委託者の許可無くして他の目的に使用又は公表してはならない。
- (4) 受託者は、作業実施にあたり仕様書に明示なき事項又は疑義が生じたときは、委託者とその都度十分に協議を行い、委託者の指示に従うこと。
- (5) 補助金提案事業者向けの募集案内等は浜松市公式 Web ページにて公開している。
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nousei/portal/31miraihojo.html>